

| | |
|--------------|---|
| Title | ジェノサイド後ルワンダにおける和解の「実践」 : ガチャチャ裁判と、その後の「被害者」と「加害者」の語りをめぐって |
| Author(s) | 片山, 夏紀 |
| Citation | スワヒリ&アフリカ研究. 2014, 25, p. 21-36 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/72978 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ジェノサイド後ルワンダにおける和解の「実践」

—ガチャチャ裁判と、その後の「被害者」と「加害者」の語りをめぐる—

片山 夏紀

0. はじめに

アフリカ中部に位置するルワンダ共和国では、1994年にジェノサイド(大量殺戮)が勃発し、死者数はルワンダ政府や論者によって異なるが、その数は50万人とも100万人ともいわれている。ジェノサイドでは数多くの民間人が動員され、それまで同じ町や村で暮らしてきた人々が、被害者(Survivors)あるいは加害者(Génocidaires)となった。ジェノサイド後、加害者はガチャチャ(Gacaca)と呼ばれる法廷で裁かれ、服役や公益労働を経て村へ戻り、被害者と加害者が再び同じ地域で暮らしている状況がある。

ガチャチャとは、簡潔に説明すれば、ローカルレベルでジェノサイドの罪を裁く法廷を指す。専門的な司法資格をもたない人びとが判事となり、村の住民が証言や傍聴のために法廷に参加する。ジェノサイドの加害者は、被害者や住民の前で罪を自白し、謝罪をする。謝罪を受けた被害者や遺族は、法廷で加害者を赦す。このように、ガチャチャの目的の一つは、加害者の謝罪と被害者の赦しを通じた和解であり、ガチャチャが和解を促す法廷として機能しているかどうかは、ルワンダ国内に留まらず、国際機関、NGO、研究者間で議論を巻き起こしてきた問いである。

ルワンダ政府は、ガチャチャを「和解をもたらす正義」として喧伝してきた。しかしながらその一方で、国際人権NGOや研究者の多くは、ガチャチャが和解に資する法廷ではないと批判してきた。ルワンダ政府と先行研究の主張の溝はどこにあるのかを明らかにすべく、筆者は2012年5月から8月まで、被害者と加害者を対象に現地で聞き取り調査を実施した¹⁾。その結果、ガチャチャの当事者である多くの被害者と加害者は、和解に至ったと語った。

先行研究が批判してきたように、ガチャチャが和解に貢献しなかったのであれば、聞き取り対象者たちが和解に至ったと答えたのはなぜなのか。これが、本稿の問いである。そしてこの問いは、以下の結論で締めくくられる。1つ目は、ガチャチャを実施したルワン

¹⁾ 本調査は、平成23年度(後期)東京大学学術研究活動等奨励費(国外)の研究助成を受けて可能となった。

が政府の想定する和解と、ガチャチャに関わったジェノサイドの被害者と加害者の想定する和解にずれがあるということである。ルワンダの政府の想定する和解とは、ガチャチャにおける手続き的な加害者の謝罪と被害者の赦しを指し、その一方で、ルワンダの人々の和解とは、ガチャチャの後も続いていく当事者間の関係を指す。2 つ目は、ジェノサイドの被害者と加害者は、彼らが想定する当事者間の和解を達成するため、日常生活において和解を「実践」しているという結論である。

本稿の構成は、第1章でジェノサイドの歴史背景とガチャチャの背景を概観した後、第2章で先行研究を整理し、第3章で聞き取り調査から収集した当事者の語りを挙げながら、和解の「実践」を明らかにしていく。なお、本稿では、ルワンダのトゥチ、フトゥ、トゥワといったエスニック・グループに関係なく、ジェノサイドで危害を被った全ての人々とその遺族を「被害者」、当時のルワンダ政権に扇動されてジェノサイドに加担し、ガチャチャで裁きを受けた全ての人々を「加害者」とする。

1. 歴史背景

ルワンダ・ジェノサイドの歴史に関しては、優れた研究が数多く蓄積されてきた²⁾。歴史の詳細は、これらの研究を参照されたい。従って本稿では、ガチャチャに関連するジェノサイドの歴史の概略を述べるに留める。

1.1 ルワンダ・ジェノサイド

ルワンダのエスニック・グループ³⁾は、「教科書的な説明」をすれば3つから構成され、人口の8割強をフトゥ(*Hutu*)、1割強をトゥチ(*Tutsi*)、1%程度をトゥワ(*Twa*)が占める。彼らはバントゥ諸語の1つであるルワンダ語(*Kinyarwanda*)を話し、宗教にも顕著な差はなく⁴⁾、国内で混じり合って居住している⁵⁾。これらのエスニック・グループは植民地統治

²⁾ Sasaki(2009)、武内(2009)、Straus(2006)など。

³⁾ 以前は、ルワンダ国民1人1人に配布されるアイデンティティ・カードにトゥチ、フトゥ、トゥワいずれかのエスニック・グループが記載されており、トゥチと記載された者はジェノサイドの対象となった。現在は、アイデンティティ・カードにエスニック・グループは記載されていない。また、ルワンダにおいて、時としてエスニック・グループは非常に繊細な話題であり、公の場でエスニック・グループの話をする、場合によってはジェノサイドを企てている疑いをかけられ、ジェノサイド・イデオロギー法の罪に問われて逮捕されることもある。

⁴⁾ カトリック 57%、プロテスタント 26%、アドヴェンティスト 11%、イスラム教 4.6%など(「ルワンダ共和国」外務省〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html>〉2013年10月15日閲覧)。

⁵⁾ 武内 2009: 83-84

以前から存在し、当時は流動的であったが、1918年以降ベルギーの植民地統治下にて、トゥチとフトゥは明確に分断された。植民地政府はトゥチの王（ムワミ: *Mwami*）やチーフを通じて間接支配を行い、トゥチを優遇したのである⁶。トゥチの人々が権力を握るようになると、フトゥのエリートを中心に不満が鬱積し、1959年にフトゥがトゥチを迫害する「社会革命」が勃発した。ルワンダは1962年に独立したが、それまでのトゥチを中心とした権力構造が逆転し、フトゥのグレゴワール・カイバンダ(*Grégoire Kayibanda*)が初代大統領に就任した。社会革命時に亡命したトゥチの政党幹部は、独立直後に何度かルワンダにゲリラ戦を仕掛けたが失敗し、その度に国内のトゥチの人々が迫害された。その最中、隣国のウガンダ共和国に移住したトゥチ難民の第二世代が中心となり、祖国奪還を掲げて1987年にルワンダ愛国戦線 (*Rwandan Patriotic Front: RPF*)という武装勢力を結成した⁷。1990年にRPFはルワンダへ攻め入り、フトゥを中心としたハビヤリマナ政権と対立し、ルワンダ国内で内戦が始まった。

内戦の最中であった1994年4月6日、ジュベナール・ハビヤリマナ(*Juvénal Habyarimana*)大統領を乗せた飛行機が何者かに撃墜されたことを皮切りに、トゥチの迫害を主張するフトゥの過激派が、トゥチを対象にジェノサイドを勃発させた。トゥチの人々だけでなく、和平協定を推進し、平和裏に内戦を終結させようとしていたフトゥの人々も多数殺害された。わずか3ヵ月間で、当時の人口約800万人のうち、少なくとも50万人以上が亡くなった⁸。ジェノサイドはルワンダ全土で展開され、数多くの一般大衆が動員された⁹。

その後、1994年7月18日、RPFがルワンダ全土を征服して内戦とジェノサイドは終結した。1994年以降、RPFは主要政党となり、現在までルワンダ政府の中枢を担っている¹⁰。

1.2 ガチャチャ

ジェノサイド時、フトゥ過激派は多数の民間人を扇動し、ジェノサイドに動員した。そ

⁶ トゥチが優遇された理由の一つには、「ハム仮説」とよばれる白人至上主義がある。旧約聖書の「創世記」に登場するノアの息子のうちの一人であるハムが呪われて奴隷となり、北東アフリカに住む人びとはハムの祖先であると考えられていた。植民地政府の人びとは、トゥチの体型をみて彼らを「ハム人種」と捉え、肌の色は黒いけれども西欧と同じ祖先をもつ者であると考えた。すなわち、トゥチとフトゥは、単にエスニック・グループが異なるのではなく、人種が異なっていると見なされていた(武内 2009: 85)。

⁷ トゥチだけでなく、後にハビヤリマナ政権に不満をもつフトゥも参加するようになった。

⁸ 犠牲者数に関しては80万人や100万人など諸説存在するが、本論文ではStraus (2006)、武内 (2009) の説を採用する。

⁹ 武内 2009:278-279

¹⁰ ポール・カガメ (Paul Kagame)現大統領は、内戦時RPFの最高指導者であった。

れまで同じ町や村で暮らしてきた人々が、ジェノサイドの被害者あるいは加害者となり、その後、再び同じ地域で暮らしていく状況がうまれた。ルワンダ政府にとって、被害者と加害者間の和解は喫緊の課題であった。そこで実施されたのが、「国民統合と和解の過程に貢献すること」を目的の1つとした、ガチャチャとよばれる法廷である¹¹。ガチャチャは2002年から全国の村で実施され、その役目を終えたとして、2012年6月に閉廷した。

ガチャチャとは、ルワンダ語で「芝」を意味し、従来は村のもめ事を住民同士で解決する慣習的な寄り合いを指した。ルワンダ政府は、慣習的なガチャチャの「住民が話し合っ

て問題を解決する」特徴を、ジェノサイドの罪を裁く法廷に取り入れた。ガチャチャでは、専門的な司法資格を取得していない人々が判事に選出されて一定期間の訓練を受けた後、住民から証言を集めて加害者リストを作成し、加害者を法廷に召喚する。法廷は毎週実施され、被害者や加害者といったジェノサイドの当事者以外の住民も参加し、証言をしたり、法廷を傍聴したりする。ガチャチャにて、加害者はジェノサイド時にどのような罪を犯したのかを自白し、被害者と遺族、さらに傍聴している住民の前で謝罪をする。その後、被害者や遺族は、加害者を赦すと宣言する。この一連の流れが、ガチャチャで行われる和解の一般的な過程である。

それでは、ジェノサイドの罪はどのように分類され、また、量刑はどの程度だったのか。まず、罪は大まかにジェノサイド首謀、殺人、窃盗の3つのカテゴリに分けられ、さらに細かいカテゴリに分類される。また、重罪はガチャチャ以外の国内法廷又は軍事法廷で裁かれる。ルワンダにはセル(*Cellure*)とセクター(*Secteur*)という地方行政組織があり、セルは人口規模1000人程度、セクターは数千から1万人程度の規模である¹²。窃盗の罪はセル・ガチャチャ、ジェノサイド首謀や殺人の罪はセクター・ガチャチャにて裁かれた(表1参照)。さらに、自白の有無や時期によって量刑が変化した(表2参照)。殺人、強姦、拷問、傷害、器物破損、窃盗を含めた1,958,634件もの犯罪が審理され、計1,003,227人が裁かれた¹³。

¹¹ ガチャチャの「国民統合と和解の過程に貢献する」以外の目的は、以下の通りである。①ジェノサイド時に何が起こったのか、真実を究明する、②ジェノサイド罪を迅速に裁く、③不処罰文化を根絶する、④ルワンダ人が自分たちで問題を解決できる能力を(国際社会に)証明する(国家ガチャチャ法務局(National Service of *Gacaca* Courts: NSGC)、2012: 29)。

¹² 武内 2008: 323

¹³ NSGC 2012: 34

表 1 ジェノサイド罪およびその他の人道に反する罪

| カテゴリ | サブ カテゴリ | 罪 | 法廷 |
|------|------------|---|----------------|
| 1 | 1 | ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を計画した者、またその首謀者。共犯者も含む。 | 国内 又は 軍事 |
| | 2 | 国家、州レベルの行政機構、政党、軍、憲兵隊、宗教団体、民兵組織のなかで指導的地位にあり、ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。 | |
| | 3 | ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪の扇動、指示、又は指導者的役割を担った者。共犯者も含む。 | セクター |
| | 4 | 準州、コミューンレベル ¹⁴ の行政機構、政党、軍、憲兵隊、民兵組織のなかで指導的地位にあり、ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。 | |
| | 5 | 強姦や性器官に対する拷問を行った者。共犯者も含む。 | |
| 2 | 1 | 殺戮や過度に残酷な行為によってよく知られた殺人者。共犯者も含む。 | セクター |
| | 2 | 拷問を行った者。相手が死に至らない場合も、また共犯者も含む。 | |
| | 3 | 死体に対して非人道的な行為を行った者。共犯者も含む。 | |
| | 4 | 殺人リストに対象者の名を載せるよう命令する、あるいは他人にそれを促した者、又は殺害に至る攻撃を行った者。共犯者も含む。 | |
| | 5 | 殺人を意図して攻撃したが、被害者が死亡しなかった場合。共犯者含む。 | |
| | 6 | 殺害する意図なしに他者を攻撃するか、攻撃を助けた者。共犯者も含む。 | |
| 3 | | 財産に関する攻撃だけを犯した者。ただし、この基本法実施時点で、被害者あるいは公的機関と和解が成立した者については、同じ事実について起訴されることはない。 | セル |

2008 年法 第 1 条と第 9 条、Sasaki (2009)、武内 (2008)を参考に筆者作成。

¹⁴ 準州、コミューン(Commune)はいずれも 1994 年当時が存在した地方行政機構。州より小さく、セクターより大きい行政単位を指す。

表 2 ガチャチャの量刑

| 法廷 | カテゴリ | サブ カテゴリ | 刑期 | | |
|----------------|------|------------|----------------------------------|---|-------------------------------|
| | | | 自白なし | 容疑者リストに記載後の 自白 | 容疑者リストに記載前の 自白 |
| 国内 又は 軍事 | 1 | 1 | 終身刑 | 25-30年の懲役刑 公益労働なし | 20-24年の懲役刑 公益労働なし |
| | | 2 | | | |
| | | 3 | | | |
| | | 4 | | | |
| | | 5 | | | |
| セクター | 2 | 1 | 30年の懲役刑 または 終身刑 | 25-29年の懲役刑 a)刑期の3分の1は 刑務所に収監 b)刑期の6分の1は 執行猶予期間 c)刑期の2分の1は 公益労働 | 20-24年の懲役刑 ※内訳は左と同様 |
| | | 2 | | | |
| | | 3 | | | |
| | | 4 | 15-19年の懲役刑 | 12-14年の懲役刑 ※内訳は上と同様 | 8-11年の懲役刑 ※内訳は上と同様 |
| | | 5 | | | |
| | | 6 | 5-7年の懲役刑 ※内訳は右上と同様 | 3-4年の懲役刑 ※内訳は上と同様 | 1-2年の懲役刑 ※内訳は上と同様 |
| セル | 3 | 賠償 | | | |

2008年法、Sasaki (2009)、武内 (2008) を参照に筆者作成。

2. 先行研究の整理

第1章では、ルワンダ・ジェノサイドの歴史背景とガチャチャの概要を俯瞰した。第2章では、ガチャチャと和解の関連に着目しながら、先行研究を整理する。ルワンダ政府は、ガチャチャを「和解をもたらす正義」であると喧伝してきたが、その一方で、先行研究の多くは、ガチャチャに批判的あるいは懐疑的な立場をとっている。先行研究が懐疑的な立場をとる要因は、ガチャチャの制度そのものへの批判と、ガチャチャを運営する現政権 RPF の方針や政策への批判と、大きく2つに分けられる。

インゲラエールはガチャチャの制度そのものを研究しており、ガチャチャの利点と問題点を挙げている。まず、ガチャチャの利点は、慣習的な紛争解決法を利用しているため、国際刑事裁判所や国内法廷と比較して人々から親しみをもたれていること、さらにジェノサイド以前の慣習的なガチャチャは男性中心であったが、それと比較して、ジェノサイド後のガチャチャは女性の参加率が高いことを挙げている¹⁵。その反面、ガチャチャの問題点として、住民が積極的に参加できないことが挙げられる。村の人々がガチャチャで証言をすると、その証言で不利な立場に立つ者から恨みを買ってしまい、証言者自身が危害を被る場合がある¹⁶。インゲラエールは、住民が積極的にガチャチャに参加することができない以上、結果的にガチャチャはルワンダの人々の和解を促進する法廷として機能していないと批判する¹⁷。

ガチャチャの制度そのものを批判する先行研究の他に、ガチャチャと現政権 RPF の政策を結びつけて批判する研究も存在する。例えばトムソンは、ガチャチャが RPF 政権の「シナリオ」通りに運営され、住民が参加を強要されていると指摘する¹⁸。トムソンは当事者への聞き取りをもとに、ガチャチャは RPF が政治権力を行使するため、あるいは国際社会に「ルワンダはジェノサイドから立ち直った国家である」とアピールするための法廷であり、当事者間の和解を促すのではなく、国家に都合よく使われていると批判する。

ガチャチャと RPF 政権の政策を結びつけた研究の中でも、とりわけガチャチャが農村社会にどのような影響を及ぼしたのかを分析した先行研究も存在する。武内は、内戦と RPF の軍事的な勝利によって、ルワンダの農村社会がトゥチの人々を中心とした権力構造に変化したと指摘する。よってガチャチャは、旧政権に扇動された人々を、内戦後、革命的に

¹⁵ Ingeraere 2008: 51-52

¹⁶ Ingeraere 2008: 54-55

¹⁷ Ingeraere 2008: 57

¹⁸ Thomson 2011: 379

変化した農村社会に再統合させるための条件として機能しているのだと結論づける¹⁹。ガチャチャが農村社会に与えた衝撃は今のところ暴力的な動乱としては表出していないが、ガチャチャから逃亡した者は多く、彼らは内戦後の政治秩序を受け入れているとはいえないという。武内は、ガチャチャが農村社会の和解に資するかどうかという問いに対して、ガチャチャの評価が現政権の評価と連動している以上は、結局のところ、今後の政治運営が国民から評価されるかどうか依存していると主張する²⁰。

最後に、ガチャチャを RPF 政権の政策と結びつけ、特にエスニック・グループのアイデンティティの問題に言及しながら、ガチャチャが被害者と加害者間の和解に貢献していないと批判する研究を挙げる。RPF が「トウチに対するジェノサイド (genocide against *Tutsi*)」とジェノサイドの被害者をトウチの人々に絞る傾向にある一方で、佐々木は、RPF が内戦時に殺戮したフトウの被害者や遺族に聞き取りを行った。内戦後、1959 年の社会革命時に難民となったトウチの人々がルワンダに帰還する一方で、ジェノサイドを企てた旧政権のフトウの過激派は、武装解除されぬまま西隣のコンゴ民主共和国や国内外の難民キャンプに逃亡し、ルワンダ領土に攻撃を繰り返した²¹。RPF にとって旧政権の過激派は大きな脅威となり、国際社会に対して武装解除を要請するものの、国際社会の対応は消極的であったため、RPF は旧政権の過激派に対する掃討作戦を実施した²²。国際連合難民高等弁務官事務所の調査によれば、1994 年 4 月から 7 月にかけて、RPF は 25,000 人から 30,000 人のフトウの民間人を殺害したが、それが公に取沙汰されることはなかった²³。佐々木が言及しているのは、RPF が殺戮したフトウの被害者や遺族である。RPF は「ジェノサイドの被害者」をトウチ、「ジェノサイドの加害者」をフトウとして二分法的に主張する傾向にあるが、RPF の被害を受けているにも拘わらず、「ジェノサイドの加害者」として認識されてしまうフトウの人々がジレンマを抱えている現状を佐々木は指摘する。佐々木は、和解

¹⁹ 武内 2008: 341

²⁰ 武内 2008: 342

²¹ 旧政権は、「RPF はトウチであり、権力を握れば多数派のフトウに必ず報復する」と一般市民を脅し、彼らを引き連れて逃亡した。コンゴには 150 万を超える難民が流れ込んだという (武内 2010: 18)。

²² 1995 年のルワンダ南西部キベホの難民キャンプ強制閉鎖、1996 年のコンゴ東部への軍事介入、1997 年から 1998 年のルワンダ北西部における掃討作戦など。とりわけ三つ目のルワンダ北西部の掃討作戦では、ルワンダ国軍が武装勢力だけでなく、それを支持していると思なした一般市民も対象となり、1997 年 1 月から 8 月の間で少なくとも 6000 人の民間人が殺害されたと言われている (Amnesty International 1997)。

²³ Des Forges 1999: 728

を「アイデンティティ変容の過程」と定義し²⁴、差別的かつ政治的に流布している二分法的な「トゥチ」と「フトゥ」という括弧付きのアイデンティティをいかに乗り越えていくのかが、ルワンダの喫緊の課題であるという。しかしながら、ガチャチャを含めた現政権の和解政策は、トゥチのみがジェノサイドの被害者であると主張し、「トゥチ」と「フトゥ」というアイデンティティを乗り越えるどころか、逆にアイデンティティの溝を深めてしまっていると批判する。

これまで挙げてきた4つの先行研究は、ガチャチャがなぜ和解に貢献してこなかったのか、その根拠としてガチャチャの制度そのものと、ガチャチャを運営するRPF政権の政策を挙げている。しかしながら、ガチャチャを運営する政府が想定している和解とは何なのか、またガチャチャの当事者である被害者と加害者が想定している和解とは何なのか、双方は同じなのか異なっているのか、異なっているとすれば何が違うのかという点は、これらの先行研究では曖昧である。本稿では、現地調査で収集した語りを用いて、この点を明らかにする。

3. 被害者と加害者の語り

第2章では、先行研究を整理し、ガチャチャが和解に資するかどうかをみるにあたって、とりわけガチャチャとRPFの政策を結びつけた批判研究が多いこと、さらに筆者もガチャチャに批判的な立場を取り、ガチャチャ閉廷後の被害者と加害者間の関係に着目する重要性を述べ、筆者の研究上の立ち位置を示した。本章第1節では調査手法を簡潔に説明し、第2節では現地調査で聞き取った被害者と加害者の語りを考察する。

3.1 調査手法とその限界

本稿の主な研究手法は、現地での聞き取り調査である。キガリ市内、東部州ンゴマ県ルキラセクターRセル、東部州ンゴマ県レメラセクターNセル、南部州フェ県ムクラセクターMセルの4つの地域において、2012年5月30日から8月1日まで、被害者12名、加害者8名、ガチャチャの判事5名を対象に聞き取りを実施した。

聞き取りでは、彼ら自身の「赦し」や「和解」とは何か、また、ガチャチャを通して「赦し」や「和解」にどのような変化が生じたのかを尋ねた。ルワンダ語またはフランス語話者には通訳を介し、スワヒリ語または英語話者には通訳を介さず聞き取りを行った。プラ

²⁴ Sasaki 2009: 66

イバシーに関わる繊細な事柄を多く含んでいるため、録音はしていない。なお、被害者と加害者の名前は仮名で示す。

調査地の選定は、ガチャチャが実施された地域をランダムに選んだ。ガチャチャはルワンダ全国で実施されたが、今回は4つの地域、さらに被害者、加害者、ガチャチャの判事計25名のみを対象とした聞き取りであるため、研究成果がルワンダ全土に一般化できるものではない。

図 1 調査地



筆者作成

3.2 被害者の語り

3.2.1 Aさん

以下は、東部州ンゴマ県レメラセクターNセルに在住し、農業で生計を立てる女性38歳Aさんの語りである。

Aさん：「亡くなった家族を思い出しながら、なぜ自分だけ生き残ってしまったのか、ずっと苦悶していた。そう、神に祈り続けたのです。強姦された女性は殺されることが多かったけれど、彼（加害者）は私を殺さずに生かしたから、赦そうと思いました。（中略）今では、故郷の村に戻る時は、彼の家を訪ねます。ジェノサイドの前、彼は隣人だったから。」

ジェノサイド時、民兵²⁵が集団で A さん宅を襲い、同居していた両親、祖父母、兄弟は殺害され、A さんだけが生き残った。そして、集団のうちの 1 人が A さんを家から離れた場所に連れて行き、強姦した。A さんはその後、孤児のための施設で生活をし、そこで妊娠していることが分かった。孤児施設で出産し、数年後に結婚して、現在は夫との子どもと共に育てている。

加害者はガチャチャにて自白し、A さんに謝罪をした。彼女は、強姦されたこと、そして自分 1 人が生き残ったことに苦悩し続けたが、強姦された女性はその後殺害される場合があるのに対し、自分は生かされたので、加害者を赦す決意をしたという。彼は A さんに賠償金を支払うことはなかったが、刑期を終えて村に戻った後、A さん宅を何度も訪れて謝罪をし、ウシやニワトリなど多くの家畜を贈与した。現在は、A さんは故郷の村から少し離れた地域に住んでいるが、故郷の村を尋ねる際は、必ず加害者宅を訪れ、挨拶をするという。

3.2.2 家畜贈与と家族間の交流

ガチャチャが A さんと加害者間の和解にどのような影響を及ぼしたのかを考えるにあたって、ガチャチャの和解と A さんの想定する和解を考える必要がある。ガチャチャの和解とは、加害者が法廷で謝罪をし、被害者がそれを赦すことを指す。しかしながら A さんの場合は、ガチャチャで和解の手続きを踏んだことよりも現在のこと、つまり、ガチャチャが終わった後から数年間、A さんが加害者といかに関わってきたのか、もともと隣人であった加害者との関係を、いかに修復するよう努めてきたのかに焦点が当たっている。それは例えば、加害者が貧しくて賠償金を支払うことができない代わりに、A さんに何度も家畜を贈与したという加害者の具体的な行為が挙げられる。さらに、現在も A さんの家族と加害者の家族間で交流が続いていると述べたことも一例である。A さんは、「赦しは同時に和解でもある」と述べた。彼女は、強姦された後に妊娠が分かった際、出産するべきか否か、筆舌に尽くしがたいほど悩んだという。苦悩の末に出産を決意し、加害者を赦すと決めた時、A さんと加害者間の関係が大きく和解に踏み込んだと考えることができる。つまり、A さんにとっての和解とは、ガチャチャの後にどのように加害者と関係を築いてきた

²⁵ 内戦時、ルワンダの与党であった開発国民革命運動(Mouvement Révolutionnaire national pour développement: MRND)が、1992 年に設置した青年部「インテラハムウェ」(*Interahamwe*: ルワンダ語で「共に攻撃する者、共に立つ者」の意味)は、ジェノサイド時に事実上の民兵組織として虐殺に重要な役割を果たした(武内 2009: 262)。

のかを指している。

3.3 加害者の語り

3.3.1 Bさん

以下は、南部州フエ県ムクラセクターMセルに在住し、農業で生計を立てる男性 48 歳 Bさんの語りである。

Bさん：「私が殺人を犯した動機は、家の財産を略奪できることだった。(中略) ガチャチャで言い渡された賠償額²⁶を、私は彼女(被害者遺族)に支払うことができなかった。けれども彼女は『あなたと私は友達だから、最低限の額で良い』と言ってくれたんだ。これも和解の方法だよ。(中略) 今では互いの家を行き来する間柄になった。私の子どもと彼女の子どもも、よく一緒に遊んでいるしね。」

Bさんは、殺人罪と器物破損罪に問われて 11 年間服役した後、故郷の村に戻ってきた。ジェノサイド時、地区の長から、トゥチの人々や、ジェノサイドに反対するフトウの人々を殺害すれば、財産や家畜を略奪できると聞き、民兵に加わったという。ジェノサイド後、罪を自白し、ガチャチャで謝罪した。農業で生計を立てているため現金収入が少なく、ガチャチャで定められた賠償額を複数の被害者に全て支払うことができなかったが、被害者遺族の中には、「友達だから」と Bさんが差し出した現金を受け取らなかったり、賠償額を下げた Bさんに要求したりする人々がいたという。現在は、被害者宅を訪ねたり、自分の子どもと被害者の子どもと一緒に遊んだりして、交流を続けているという。

3.3.2 「友達」という遺族の言葉

ガチャチャが Bさんと被害者間の和解にどのような影響を及ぼしているのかを考えるにあたり、Bさんは和解をどのように捉えているのだろうか。Bさんは、被害者遺族の「あなたは友達だから、最低限(の賠償額)で良い」という言葉に、和解を見出しているといえよう。つまり、ガチャチャで謝罪をして赦してもらおうという和解の過程よりも、ガチャ

²⁶ Bさんに、ガチャチャでいくら賠償を支払うよう命じられたのかを尋ねると、覚えていないと言われた。しかしながら、Bさんは、「Bさんを赦さない」と言った被害者に現金で 3,000 ルワンダフラン(日本円で約 438 円)を支払ったという。

ヤが終わった後に、Bさんが被害者遺族の家を訪れて再度謝罪をし、賠償金のやり取りをし、現在も交流を重ねていることこそが、Bさんにとって重要であると思われる。

4. 和解の「実践」

第3章では、現地調査で聞き取った被害者と加害者の語りを取り上げ、彼らがガチャチャの後にどのような関係を築いてきたのかを明らかにした。第4章では、本稿で取り上げなかった聞き取り対象者の語りも含めて、本稿の最初に提示した、ガチャチャがジェノサイドの被害者と加害者間の和解に貢献しなかったとするならば、なぜ筆者の聞き取り対象者たちは和解に至ったと語ったのかという問いの結論を導く。

まず、ルワンダ政府が想定するガチャチャの「和解」とは、ガチャチャにおける加害者の罪の告白と謝罪、被害者の赦しという過程そのものを指す。ガチャチャで和解をしたという時は、加害者の謝罪と被害者の赦しという、ある種自動的な過程を経た、ということなのである。ルワンダ政府にとっての「ガチャチャの和解」は、当事者の心理や賠償金の支払いに関係なく、加害者が自白をして謝罪をしたのか、被害者や遺族がそれを赦したのかどうかを指している。

しかしながら、聞き取り対象者が「和解」を語る時、AさんとBさんに限らず、当事者たちの多くは、ガチャチャが終わった後に相手（被害者あるいは加害者）とどのような関係を築いてきたのか、そして今もその関係がどのように継続しているのかに焦点を当てていた。それは例えば、「被害者と加害者が互いの家を頻繁に行き来する」「共に畑を耕す」「共に酒を飲む」「自転車などモノを共有する」「セレモニーに呼び合う」「被害者と加害者の子どもが結婚する」「被害者が加害者を雇用して家を建てる」といった、具体的な行動にあらわれている。つまり当事者たちは、ガチャチャにて謝罪と赦しの過程を経た後、長い時間をかけて、日常生活において和解を「実践」してきたといえるだろう。

先行研究では、ガチャチャそのものの制度やガチャチャを運営するRPF政権の政策に焦点が当てられ、ガチャチャは当事者間の和解に貢献していないと批判されてきた。ルワンダ政府の想定する和解と、当事者が想定する和解には認識のずれが見て取れる。ルワンダ政府は謝罪と赦しという手続き的な和解を主張し、当事者たちはガチャチャ後いかに関係を築いていくのかを重視している。先行研究で論じられてきた和解とは、政府の主張する手続き的な和解ではなく、当事者間の和解である。そのため、論者達は、ガチャチャは当事者間の和解に貢献していないという立場を取っている。

しかしながら筆者は、先行研究の主張とは異なり、ガチャチャは当事者間の和解に少なからず貢献している部分もあるという立場である。なぜなら、ガチャチャで裁かれた加害者の自白と謝罪・被害者の赦しが、ガチャチャ後の和解の「実践」と繋がっているからである。まずは加害者が被害者に謝罪をし、被害者が加害者を赦すことこそが、彼らが日常生活で何かを共にする契機となるからである。筆者はルワンダ政府の想定する和解ではなく、当事者間の和解を重視しているが、ガチャチャは決して意味がなかった制度ではなく、当事者間に和解の動機を与えたと考えることもできる。ガチャチャでの謝罪と赦しをきっかけとして、当事者間の和解を達成するために、日常生活における和解の「実践」が行われている。

和解の「実践」は、加害者の自白と謝罪・被害者の赦しという、ガチャチャの手続き的な和解から、さらに現在へ踏み込んだ、ガチャチャ後の和解を提起する。当事者間の和解は、ガチャチャが終わった後もずっと続いていく問題であり、当事者間の和解を達成するために日常生活において和解が「実践」されている。

5. おわりに

本稿では、はじめにルワンダのジェノサイドと、ローカルレベルでジェノサイドの罪を裁くガチャチャの背景に触れ、ガチャチャがこれまでどのように評価されてきたのかを示すために先行研究を整理した後、現地調査で収集した被害者と加害者の語りを挙げた。本稿を貫く問いは、先行研究が批判してきたように、ガチャチャが和解に貢献しなかったのであれば、筆者の現地調査において聞き取り対象者たちが和解に至ったと答えたのはなぜか、ということである。その結論として、政府の想定する和解とガチャチャに関わった人々の想定する和解の認識にずれがあること、さらにルワンダの人々は当事者間の和解を達成するために日常生活において和解を「実践」していることを示した。

本稿が提示した和解の「実践」は、平和構築という学問領域、とりわけ内戦後の和解という研究分野において、人々の日常生活へ着目することの重要性を提示している。人々の暮らしを詳細に聞き出し、紛争後の被害者と加害者間の関係がどのように修復されてきたのかを考察し、和解を理論化することで、ルワンダ以外の地域の平和構築にルワンダの事例を適応できる可能性を示唆するものである。

最後に、被害者と加害者の定義に関する課題を述べる。本稿の始めで、ジェノサイドで被害に遭った人々とその遺族を被害者、ガチャチャで裁かれた人々を加害者と定義した。

しかし、2013年7月から9月の現地調査²⁷で、セルの長から殺人を犯した加害者として紹介された人物に聞き取りを重ねたところ、彼は罪を償って村に戻ってきたにも拘わらず、無実を主張した。もはや真偽を確かめることはできないが、もし彼が無実であるとするならば、彼もまたジェノサイドの被害者となる。今回の調査で聞き取りを重ねていくうちに、被害者、加害者を慎重に定義する必要があることが明らかになった。被害者と加害者の慎重な定義は今後の研究の課題である。

参考文献

- Amnesty International. 1997. *Rwanda: Ending the Silence*. AI Index: AFR47/032/1997
- Des Forges, Alison. 1999. *Leave to None to Tell the Story: Genocide in Rwanda*. New York, Human Rights Watch.
- Ingelaere, Bert. 2008. 'The Gacaca courts in Rwanda.' L. Huyse and M. Salter eds. *Traditional Justice and Reconciliation Mechanisms after Violent Conflict: learning from African experiences*, 25-59. Stockholm, International IDEA.
- National Service of Gacaca Courts. 2012. *Summary of The Report Presented at The Closing of Gacaca Courts Activities*, Kigali, Republic of Rwanda.
- Sasaki, Kazuyuki. 2009. *Beyond Dichotomies: The Quest for Justice and Reconciliation and the Politics of National Identity Building in Post-Genocide Rwanda*. PhD Thesis submitted to University of Bradford.
- Straus, Scott. 2006. *The Order of Genocide: race, power and war in Rwanda*. London: Cornell University Press.
- 武内進一. 2010. 「強権体制の成立と制度化—内戦後ルワンダの国家建設—」『アフリカレポート』50, 16-21.
- . 2009. 『現代アフリカの紛争と国家—ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド—』明石書店.
- . 2008. 「第8章 ルワンダのガチャチャ—その制度と農村社会にとっての意味—」武内進一(編)『戦争と平和の間—紛争勃発後のアフリカと国際社会—』pp.317-347.

²⁷ 本調査は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(S)「アフリカの潜在力を活用した紛争解決と共生の実現に関する総合的地域研究」による若手研究者の海外調査支援、および平成25年度東京大学博士課程研究遂行協力制度の研究助成を受けて可能となった。

アジア経済研究所.

Thomson, Susan. 2011. 'The Darker Side of Transitional Justice: The Power Dynamics behind Rwanda's Gacaca Courts.' *Africa*, 81-3, 373-390.